川西市芸術文化振興事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川西市芸術文化振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成１６年川西市規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の対象となる事業は、川西市芸術文化振興事業補助金募集要綱（令和７年１１月１日施行。以下「募集要綱」という。）第７条第１項の規定により市長が採択した提案事業（以下「採択事業」という。）とする。

２　施設使用料の減免を受けている事業は対象外とする。

３　補助金は、採択事業につき原則１年間交付することができる。ただし、川西市文化協会補助金・川西市吹奏楽団補助金・川西市民合唱団補助金で３年以上の実績がある場合は、最大３年間交付することができる。

（補助の対象となる経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、採択事業の実施に要する別表１に定める経費とする。ただし、別表２で明記された対象外経費は除くものとする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、１年度当たり１０万円を上限額とし、補助対象経費を合計した額に２分の１を乗じて得た額に相当する額とする。

２　前項の規定にかかわらず、募集要綱第４条第２項第２号に掲げる事業に係る補助金の額は、１事業当たり５０万円を上限額とし、補助対象経費を合計した額に２分の１を乗じて得た額に相当する額とする。

３　前各項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　採択事業に係る提案団体は、補助金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　芸術文化振興事業収支予算書（様式第２号）

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請内容の変更）

第６条　提案団体は、第５条に規定する補助金交付申請書及び添付書類の内容に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、速やかに芸術文化振興事業補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定に基づき芸術文化振興事業補助金変更交付申請書等を受け付けた場合において、内容を審査し、適切であると認めたときは、当該提案団体に対して芸術文化振興事業補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（実績報告）

第７条　提案団体は、採択事業が完了したときは、芸術文化振興事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　芸術文化振興事業収支決算書（様式第６号）

(2)　補助対象経費にかかる領収書等の写し

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付請求）

第８条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告の内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を芸術文化振興事業補助金確定通知書（様式第７号）により、提案団体に通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の確定通知を受けた提案団体は、補助金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興事業補助金交付請求書（様式第８号）により市長に請求するものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１１月１日から施行する。

（失効規定）

２　この要綱は令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効までに交付の決定をした補助金については、この要綱は、なおその効力を有する。

別表１（第３条関係）

項目	具体例
報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼（提案団体構成員に対するものは除く）など
消耗品費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙など消耗品の購入費 （熱中症対策関係に係る応急備品を含む。）
材料費	事業の実施に必要な材料の購入費
印刷製本費	チラシ・ポスターのコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
人件費	専門知識・技術等を有する者に対する一時的な人件費 （審判、救護者等団体構成員によるもの）
（外部）委託費	専門知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費
使用料及び賃借料	事業の実施に係る機器類等の賃借料及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
その他の経費	上記以外で、事業の実施に必要であると市長が認めるもの

別表２（第３条関係）

項目
提案団体の事務所等の維持管理経費
提案団体の経常的な活動経費
提案団体の構成員に対する人件費及び謝礼
飲食費（採択事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼等を除く。）
旅費(講師等との打合せに伴う交通費等を除く。)
支出内容の不明確な経費
提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費
採択事業に直接関係のない経費
視察を目的とした事業に要する経費
国（独立行政法人を含む）や県、市の他の補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費
上記以外で、市長が適当でないと認めた経費